

2020年12月議会「日本学術会議の任命拒否撤回を求める意見書」(案)

菅義偉首相は、日本学術会議第25期会員任命に際し、日本学術会議から推薦された105名の会員候補のうちの6名の任命を拒否しました。この間の国会審議等で、任命拒否の理由を「総合的、俯瞰的な観点から判断」という抽象的な説明が繰り返され、具体的な理由は何ら示されていません。

日本学術会議法は、条文全体で日本学術会議の政府からの独立を幾重にも保障しています。首相の任命は、「形式的任命にすぎない」「拒否しない」ことは1983年の日本学術会議法改定時に中曽根康弘元首相の国会答弁で明確にされており、任命拒否は、日本学術会議法に照らして許されません。

また、2004年の「任命を拒否することは想定されていない」と解釈する政府文書も存在しており、「形式的任命」「拒否しない」ことこそが政府の一貫した法解釈だった事実は動かすことができません。国会答弁で明確に示され、確定された法解釈を、内閣の一存で勝手に変えることが許されるならば、国会審議は意味をなさなくなり、もはや法治国家とは言えません。

日本学術会議の自律性、独立性を保つことは、多様な角度から真理を追究する学術研究を発展させ、社会全体が科学の成果を享受するために欠くことができません。今回の任命拒否は、政府による自由な学術研究の統制と異論を排除する社会をつくり出し、政府に対し、物が言えない風潮を強めることとなります。

900を超える学会・大学関係から、任命拒否理由を明らかにすること、速やかな任命を求める意見が表明されるとともに、広く多数の市民団体・マスコミ等からも任命拒否の不当性を批判する声が上がっています。

任命拒否の理由が全く成り立たず、日本学術会議法に違反し、憲法に規定された学問の自由に違反、科学者の戦争総動員という歴史の教訓に反し、表現・言論の自由の侵害につながる重大な問題であり、どこからみても道理のない任命拒否は直ちに撤回すべきです。

上記の理由から、下記の事項を要請します。

- 1 日本学術会議が推薦した会員候補者を任命しなかった理由を明らかにする。
- 2 任命拒否を撤回し、会員候補者6名をすみやかに任命する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2020年12月 日

熊本市議会